

## 令和2年度第3回浜松市地域包括支援センター 運営協議会会議録

1 開催日時 令和3年2月17日（水）午後7時00分から午後8時00分

2 開催場所 浜松市役所 北館1階 101・102会議室

### 3 出席状況

出席（9名）

小野宏志委員	才川隆弘委員	月井英喜委員	梅田和寛委員
松岡徹委員	杉山晴康委員	宇佐美嘉康委員	
窪野伸治委員	島谷秀明委員		

欠席（1名）

仲村秀子委員

事務局（17名）

健康医療課	: 島次長
健康増進課	: 小山課長
介護保険課	: 徳田課長
高齢者福祉課	: 渡辺次長、鈴木担当課長、亀田補佐
地域包括ケア推進グループ	: 坂本G長、成瀬主幹、佐久間主任、近藤
各区 長寿保険課	: (中) 鈴木課長、(東) 青野課長 (西) 秋田課長、(南) 山内課長 (北) 藤田課長、(浜北) 内山課長 (天竜) 鈴木課長

4 傍聴者 0人

### 5 議事内容

- (1) 令和2年度地域包括支援センターの事業評価実施結果について
- (2) 令和2年度地域包括支援センターの公正・中立性の評価について
- (3) 令和3年度地域包括支援センター事業委託について
- (4) 令和3年度地域包括支援センター運営方針について
- (5) 予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について

6 会議録作成者 高齢者福祉課 坂本 田佳子

7 記録の方法 発言者の要点記録 録音の有無 ・無

## 8 会議記録

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 議事

(1) 令和2年度地域包括支援センターの事業評価実施結果について

#### ◎概要

令和2年度地域包括支援センターの事業評価実施結果について説明し承認を得た。

#### ◎発言内容

(事務局) 資料1

#### <質疑・意見>

(委員)

D評価が3か所あったが、市として特段の指導は行うのか。内容を見ると法人の都合で欠員が生じていて、イエローカードと思われるような状況もあるがどうか。

(事務局)

欠員の影響が大きい。現在欠員は解消されているセンターもあるが、市としても指導を行っていく。

(委員)

欠員が解消されていないセンターもあるのか。

(事務局)

現時点で欠員が生じているセンターもある。

(委員)

業務委託をするのに、根本的な問題だと思う。最低限の職員配置が出来ないような法人がなぜ受けるのかという思いがある。

(事務局)

年間を通じて欠員が生じているわけではなく、職員の入れ替わりにより欠員が生じている。職員の産休に対して穴埋めが出来ない、病気で休職になった場合もある。昨年、一昨年は、法人への指導を行い欠員解消されたこともある。今回欠員が生じたセンターについては状況を見ながら指導していく。

(委員)

甘すぎると思う。一度受けたら永久的に受けていくのか、そうではないと思う。子育て支援広場は3年に1回評価をし、3年毎に新たに手挙げをして受けるか受けないかを諮っている。例えば3年間、あるいは2年間改善がなかったら、他の法人に変えるとかはっきりと申し述べるべきではないか。高齢者が増えていく状況で職員が欠員となっているのは受ける資格がない。市としてどう思うか。

(事務局)

継続的に欠員が生じているセンターには、市として適当かどうか判断していくべきである。突然の退職等による欠員はしばしば起こるため、委託料の減額という形をとって

いる。

**(委員)**

委託料の減額は当然で、それはそれでいいが、地域包括支援センターを必要としている人たちのことを考えると、業務が出来ないということは、必要な支援を受けることができないということである。

**(事務局)**

年度当初に欠員が生じたところは法人内の人事異動の関係と聞いている。3か所のセンターは、課として指導を行っていく。議事(3)の来年度の事業委託のところでも触れさせていただく。突然の欠員が生じた場合は、早急に解消していただくよう、各法人へ事業委託をする前に説明会を開いてしっかり伝えていく。高齢者が困らないように必要な人員は配置していただくようお願いをしていく。

**(委員)**

突然の欠員は、1~2か月の間には補充してもらい、出来なければ次は引いていただくよう指導していかないといけない。

**(事務局)**

資料2 1頁の4の(3)で、人員配置基準を満たさない場合の取り扱いについて書かせていただいている。市としての方針を伝えていく。介護現場では人材確保が難しい状況にあるので、一定程度の猶予をいただきたい。

**(委員)**

地域包括支援センターを運営する立場から言わせてもらおうと、地域でどのような活動ができるかはセンター次第ということは重々承知しているが、実際に職員をセンターに送り出しても、ヘビーな相談等を受ける中で体調を崩す職員もいる。

市は地域包括支援センターの継続を強く言っているが、各法人がどれだけの赤字を出しているか考えているか。毎年運営方針が出され、やるべきことが課せられる。新しい職員を入れても、育てるには数年かかる。熟練度の高い職員を配置するにはこの受託料の中では当然無理である。また、コロナの状況で、センター職員が倒れたら、センターを統括する部署の市は、どのようにセンターをフォローアップしていくのか、来年度の運営方針に示すことが必要になるのではないか。

**(委員)**

赤字の問題で言えば、センターの建物について、法人に負担させていることも問題である。

現在地域包括支援センター圏域毎に、生活支援体制づくり協議体を、地域の関係機関、地区社協等とやっているが、家事支援だけですむ人と、医療等の支援が必要な人とあると思うが、連携を深めて何とかなる部分もあるのではないか。

**(会長)**

確かに欠員が生じているところはD判定になっているが、そこはしっかりと人をあてがって運営をしていただかないといけない。予算的な問題、業務が複雑化して地域包括支援センターに負担が生じているのも事実である。行政からの委託内容や予算も大きく見直していただかないといけないのではないか。

**(会長)**

他に意見はないか。

それでは、次に進めさせていただく。

## (2) 令和2年度地域包括支援センターの公正・中立性の評価について

### ◎概要

令和2年度地域包括支援センターの公正・中立性の評価について説明し承認を得た。

### ◎発言内容

(事務局) 資料2に基づき説明

### <質疑・意見>

(委員)

居宅介護支援事業所への委託についても入れたほうが公正なのではないか。サービスもこの3つだけでなく、他のサービスも示していただけるとよい。

(事務局)

資料にはないが、居宅介護支援事業所への委託の状況についても調査を実施した。結果的に、自法人の居宅介護支援事業所を紹介しているのは、10%前後であり、多くても20%台であった。ただし、北遠中央については自法人への委託が70%を超えていたが、地域的に致し方ないと考えている。

(委員)

地域包括支援センターの運営が厳しい中で、自法人へ紹介しなければ運営がままならないのではないかと思うが、そこを行政はどう考えるか。

(事務局)

市が設置しているものなので、公正・中立の立場で運営していただかないといけない。自法人に偏るのは好ましくない。そのラインを50%にしている。

(委員)

決算が赤字では事業継続ができない。そこを何とか運営していくためには、自法人を紹介することはやむを得ないと個人的には思う。それがだめなら委託料を増やし、自法人を紹介しなくても運営できるようにすべきではないか。事業評価の中に決算も含めて評価すべきでは。しっかりと黒字でやっていけるような指導も必要だと思う。

(事務局)

22の地域包括支援センターについて、人件費を含め運営にかかる費用の収支を確認していく。コロナが落ち着いてから見ていきたい。人件費だけをみると赤字になっている印象がある。介護保険法上、地域包括支援センターの位置付けが公正中立の立場であるので、その中で自法人だけに委託することは偏りが出る。法は遵守すべきなので、収支を確認した上で委託料を上げていくことを市としても検討していかなければならないと思っている。

(会長)

意見はないか。

それでは、次に進めさせていただく。

## (3) 令和3年度地域包括支援センター事業委託について

### ◎概要

令和3年度地域包括支援センター事業委託について説明し承認を得た。

◎発言内容

(事務局) 資料3に基づき説明

<質疑・意見>

(委員)

地域包括支援センターばかりに求めるのではなく、市として研修体制、応援体制がどこまでできているのか。法人に言うばかりではなく、委託している以上は策を講じて、研修やメンタル不調者をフォローする仕組みづくりとかバックアップが必要ではないか。また、点数評価ではなく、実働を見ての評価が必要ではないか。

(事務局)

研修については、年度初めに、新任職員向けや虐待に関しての研修など計画を示し、必要な研修については実施をしている。メンタル不調者をバックアップする仕組みについては、センター長が全体の管理者として、職員をマネジメントすることができればよいが、大変な業務なので、市としても考えていかなければならない。

実働を見ての評価については、各区役所の長寿保険課の職員は地域包括支援センターと一緒に活動することもあるので、区長寿保険課職員からも意見等を聞き評価をしている。

(委員)

欠員になりやすい職種はあるのか。実際に3職種のバランスはとれているのか。

(事務局)

欠員になりやすい職種は医療職で、人数的にも一番少ない。次に少ないのは主任介護支援専門員で、社会福祉士が最も多い。職種バランスを意識して配置している法人もあるが、人材不足等により、8割くらいが社会福祉士というセンターもある。欠員になるよりは、バランスは悪くても配置人数を満たし、その中で情報共有をしながらカバーしている状況もある。

(委員)

地域的に、天竜区は保健師の配置はなかなか難しいのではないかと、そういったところを支援できるところはないか。地域的に資格職の配置が難しい地域もあるので、行政として支援できると運営が楽になるのではないかと。

(委員)

高齢者の人口で職員配置基準が決まってくるが、高齢者の定義は65歳以上である。少しずつ健康寿命が高くなっているが、見直しはしないですね。国としても見直しをしてもらえるといい。

(委員)

資料に総人口、65歳以上、75歳以上と分けて人数を入れて欲しい。地域ごとの大変さがわかる。

(事務局)

参考にさせていただく。

(委員)

予算の配分については、欠員に対しての減額はやむを得ないが、逆にベテラン職員を

揃え結果を出しているところは、頑張っているので減額しなくてもいいのではと思ってしまう。人員配置だけでなく、事業ごとに評価をして、例えば地域ケア会議が少ないので、やってない場合は減らすということがあってもいいのではないか。

(会長)

ほかに意見はないか。  
次へ進めさせていただく。

#### (4) 令和3年度地域包括支援センター運営方針について

◎概要

令和3年度地域包括支援センター運営方針について説明し承認を得た。

◎発言内容

(事務局) 資料4に基づき説明

<質疑・意見>

(委員)

28頁の(6)の苦情対応について、件数や内容は公表しているか。センター内での検証や検討が間違っているとしても、市は見るだけで終わってしまうのか。

(事務局)

苦情については公表はしていない。

今回のヒアリングではすべての苦情報告書を確認し、法人内まで上げていただいているか、改善策がとられているかを確認している。市に直接入った苦情については、直接関与して状況確認をしている。

(委員)

28頁の(5)の地域包括システムの運用について、何年も地域包括支援センターが入力している情報がシステムに蓄積されていると思うが、それぞれの圏域の状況について、データを統括している市として分析はしているのか。

(事務局)

集計機能はあるため、介護保険の利用に関する相談なのか、高齢者福祉に関する相談なのか等、大まかな集計はできるが、細かな内容を集計できる機能にはなっていないため、分析までには至っていない。

(委員)

何のために地域包括システムを導入しているのか。地域毎に状況が違っていて、各圏域がどの程度の地域包括支援センターの機能を持たなければいけないのか、システムで把握する必要があるのではないか。障害も同じシステムを使い始めたので8050とか関連性をどういった形で結び付けていけるか、蓄積された情報をフィードバックすることを考えてもらいたい。

(事務局)

検討する。

(委員)

看護職(保健師)が少ないと言っていたが、どの職種の方が、どのような仕事をどのくらいの時間をかけて、代用できるのはどの職種の方で何ができるのか、相関関係がで

ているのか。看護職（保健師）が1人でも困らないところもあると聞いていて、社会福祉士が多くても問題ないところもあるだろうし、仕事の見直しも含めて考えるきっかけ作りになると思うので、データづくりは考えてもらいたい。

**（事務局）**

医療的な支援が必要な方には、医療職が現場に行き状況確認をすることが必要であり、欠かせない職種である。医療職が少ない部分をフォローするために、医療職と他の職種で勉強会を開き、観察時のチェックポイント等を共有しているセンターもある。職種のバランスが悪いところは補えるような体制がとればいいが、ケースを見る際には、医療、介護、福祉の3つの視点で多角的に見ていくことが必要なため、ケース検討の際は必ず3職種で検討することが必要と考えている。

**（委員）**

基本方針の中の総合相談支援業務が重点取組事項に入っていない。重点取組事項に関して点数に重きを置くとかあるのか。

**（事務局）**

重点取組事項は、それぞれの基本方針に示した事業の中で、特に重点的に取り組む事業であるため、来年度の評価に加味していく。

**（委員）**

評価の基準が毎年変わるのか。

**（事務局）**

基本的なところは変わらない。一つ一つの質問が少し変わる可能性はある。次年度の運営協議会で示していく。

**（委員）**

毎年変えると地域包括支援センターはどこに基準を持っていけばいいのかわからない。継続性が必要である。

**（事務局）**

基本的な枠組みは変えないが、新たに方針を追加したところに関しては、評価に入れていく可能性はある。

**（委員）**

行政の通知表として事業評価を見ると、行政の施策としてそれが適当だったのか話し合う内容に利用していただけるとよい。

**（会長）**

ほかに意見はないか。

次へ進めさせていただく。

**（5）予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について**

**◎概要**

予防給付業務を委託する居宅介護支援事業所の追加承認について説明し承認を得た。

**◎発言内容**

**（事務局）** 資料5に基づき説明

**<質疑・意見>**

(会長)

意見はないか。

異議はないか。

(委員一同)

異議なし。

(会長)

それでは、この議題については、委員から承認が得られたものとする。

#### **4 その他**

『はままつ友愛の高齢者プラン』の策定について  
(事務局) 進捗状況について報告

#### **《連絡事項》**

本日の議事録は、作成後送付するので確認を願う。

#### **5 閉 会**